

議案第253号

道路維持作業中の事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、道路維持作業中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

道路維持作業中の事故による損害賠償額の決定について

道路維持作業中の事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区[REDACTED] [REDACTED]	339,120円

2 事件の概要

平成28年8月17日午前10時頃、市内東区若宮四丁目6番15-1号付近の市道において、東区役所地域整備部維持管理課所属の職員が、老朽化した側溝の蓋の取替作業中、当該側溝と相手方[REDACTED]氏宅の駐車場との隙間をモルタルで埋めた際、当該モルタルを付着させて当該駐車場を汚損させ、損害を与えたものである。